



(有添付物)
国海查第157号の2
平成24年8月2日

社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 斎藤 弘 殿

国土交通省海事局
検査測度課長 園田 敏彦



製造後11年未満の内燃機関の解放検査の省略について（通知）
(関連：平成24年3月6日付け国海查第500号
及び平成24年6月26日付け国海查第89号)

今般、別添のとおり取扱要領を制定しましたのでお知らせいたします。



(別添)

製造後 11 年未満の内燃機関の解放検査にかかる検査要領

1. 適用対象

B 編第 2 章 2. 3. 1-1 及び C 編第 2 章 2. 4. 1-1 の「検査の記録等から判断して船舶検査官が差し支えないと認める場合」及び B 編第 2 章 2. 3. 1-2 (3) (a) 及び C 編第 2 章 2. 4. 1-2 (2) の「保守整備に関する記録、事情聴取等から判断して船舶検査官が差し支えないと認める場合」

2. 検査の実施

現場検査着手に先立つ事前打合わせにおいて、保守整備状況が適切であり、かつ、当該機関の現状が良好であることが次の(1)及び(2)により確認された場合は、適宜解放検査の省略を認めて差し支えなものとする。

なお、解放検査の省略を認めるにあたり、前回の定期検査、中間検査又は臨時検査において船舶安全法施行規則第 24 条第 2 号イに掲げる検査準備による解放検査が実施されていることを確認すること。

(1) 記録の確認

保守・整備の記録（機関日誌等任意様式で可）により、清水管理等適切な保守管理が行われており、かつ、当該機関が良好な状態で運転されていることを確認する。

なお、保守・整備の記録については、平成 9 年 6 月 16 日付海検第 42 号「保守・整備記録簿の様式及び記載例について」を参考として、必要な場合には、船舶所有者等へ周知されたい。

(2) 事情聴取等

記録の確認と併せて、本船の運航形態及び機関の運転状況等について船舶所有者等から聞き取りを行い、特段の不具合が発生していないことを確認する。

3. 記録

(1) 打合せ報告書

事前打合わせにおいて確認された事項については、解放検査省略の可否にかかわらず、海事 QMS 手順書に従い「打合せ報告書」を作成しこれを保管する。

(2) 船舶検査データベースへの入力

解放検査の省略を認めた場合、検査終了時において、船舶検査手帳(5)「検査の記録」(イ)「記事」欄への記述として、解放検査省略に係る内容を船舶検査データベースへ入力する。

4. その他

(1) 現場でのトラブルを未然に防止する観点から、十分な時間的ゆとりを持って船舶所有者等との事前打合せを行うこととし、出来る限り現場確認のみで対応しないこと。

(2) 解放検査の省略を行うに当たっては、当該内燃機関の保守整備が適切に行われており、かつ、当該機関の現状が良好であることが前提となっていることから、管海官庁が総合的に判断し、必要であると認められる場合には、解放検査を実施すること。

なお、管海官庁での判断が困難な場合については、海事局検査測度課船舶検査官に前広に相談すること。

—以上—